

令和 4 年

西条市議会第 1 回 2 月臨時会提出議案書

西 条 市



目 次

議案第 1 号	令和 3 年度西条市一般会計補正予算（第 16 回） について . . . . .	別冊
議案第 2 号	令和 3 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 3 回）について . . . . .	〃
報告第 1 号	訴えの提起の専決処分について . . . . .	1
報告第 2 号	総合福祉センター内における負傷事故に伴う和 解及び損害賠償の額の決定の専決処分について . . .	7



報告第1号

訴えの提起の専決処分について

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月18日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 1 1 号

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 訴訟の相手方

省略

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、金 5 5 6 , 8 0 0 円及び令和 4 年 1 月 7 日から前項の建物明渡し済みに至るまで月 1 7 , 4 0 0 円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

物 件 目 録

一棟の建物の表示

建物名称	西条市営住宅 下町団地
種 類	共同住宅

専有部分の建物の表示

種 類	居宅
構 造	低層耐火構造
床 面 積	66.40平方メートル



## 提案理由

市営住宅入居者に建物の明渡し等を求めるため、訴えを提起することについて、専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。



報告第2号

総合福祉センター内における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

総合福祉センター内における負傷事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月18日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 1 号

専決処分書

総合福祉センター内における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 27 日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

- (1) 本件事故による損害賠償として、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。
- (2) 損害賠償の額  
金 6 2 7 , 6 3 1 円
- (3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

## 提案理由

総合福祉センター内における負傷事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。